

寒川町告示第 70 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により令和元年 12 月 17 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和元年 12 月 17 日から令和 2 年 1 月 8 日まで縦覧に供する。

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
02117	一之宮 117 号線	一之宮五丁目	2754 番 1 地先	4.00	47.60
		一之宮五丁目	2754 番 7 地先	5.00	
02118	一之宮 118 号線	一之宮八丁目	1103 番 14 地先	4.00	154.30
		一之宮八丁目	1103 番 39 地先	6.00	
05131	岡 田 131 号線	岡田七丁目	954 番 5 地先	4.50	33.80
		岡田七丁目	954 番 8 地先	4.50	
07058	小 谷 58 号線	小谷二丁目	753 番 70 地先	4.50	347.40
		小谷二丁目	753 番 91 地先	6.00	
07059	小 谷 59 号線	小谷二丁目	732 番 1 地先	4.50	50.90
		小谷二丁目	732 番 15 地先	4.50	
10151	倉 見 151 号線	倉 見	2403 番 1 地先	4.50	53.00
		倉 見	2403 番 6 地先	4.50	

令和元年 12 月 17 日

寒川町長 木 村 俊 雄